

(FC9) 原子力土木委員会規則

平成13年6月26日	制 定
平成18年9月15日	一部改正
平成19年6月22日	〃
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 原子力土木委員会（以下「委員会」という）は、原子力施設に係わる土木技術に関する課題の調査・研究を行い、学術、技術の進展に寄与するとともに、学会活動を通じて社会に奉仕することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、上記目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 立地に関する技術の調査・研究
- (2) 耐震に関する調査・研究
- (3) 放射性廃棄物処分に関する調査・研究
- (4) 材料に関する調査・研究
- (5) 調査・研究の活動・成果の公表（講演会・出版活動・ホームページなど）
- (6) 必要に応じ、技術指針・基準・マニュアル案等の提案
- (7) その他、学会活動を通じた技術の普及と社会の理解向上活動
- (8) その他、目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は委員長1名、委員30名程度および幹事若干名をもって構成する。また、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 委員会を運営するために、幹事会を置く。

3 委員会の運営を円滑に行うため、特定の課題について調査・研究を行う部会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員長の任期は、原則として2年とする。ただし、留任は妨げないが、その場合でも最大3期までとする。任期の区切りは、定時総会とする。

2 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して実施する。

3 委員および幹事の任期は、原則として2年とする。ただし、留任は妨げない。

4 任期半ばで委員長、委員および幹事となった場合の任期は、残りの期間をもってこれに充てるものとする。

(委員長と委員等の候補者の選出、委嘱)

第5条 委員長は委員会を代表し、土木学会の他の委員会、他学会および関係機関との協力と活動の調整を行う。

2 委員長候補者の選出は、定例委員会において出席委員の過半数による議決をもって行う。

3 委員長の指名により、副委員長、委員、幹事（幹事長を含む）の候補者を選出する。

4 委員長は、委員会の候補者推薦に基づき、理事会に諮って会長が委嘱し、副委員長、委員、幹

事（幹事長を含む）は、原則として委員長の推薦によって会長が委嘱する。

5 委員長は、委員会に対して、委員会の前年度の活動報告、本年度の活動方針の提案を行い、委員会の承認を求める。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、委員長の職務を代行する。

（委員会顧問）

第6条 委員会顧問は、65歳以上の委員経験者の中より、幹事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

2 委員会顧問は、委員会に出席し、意見を表明することができる。

3 委員会顧問の任期は定めない。

（幹事会）

第7条 幹事会は、幹事長1名および幹事若干名で構成する。

2 幹事会は、年に4回程度開催される。

3 幹事会は、委員会開催のための事務を取り扱う。

4 幹事会は、毎年定例委員会に先だって、次期委員会委員の候補者を推薦し、委員長に提出する。

（常時参加）

第8条 委員会活動に理解を有し委員会に常時参加を希望する者は、委員の推薦により常時出席を認める。常時参加者は、当面15名以内とする。

2 委員会に常時出席を希望する者は、委員を通じあらかじめ委員会に申し出て、常時参加の承認を得なければならない。

3 委員長は、常時参加者から意見を述べたいとの申し出を受けた場合は、委員会の運営に支障のない限りこれを認めることができる。

（委員会の開催）

第9条 定例委員会を、原則として毎年4月に開催する。

2 定例委員会では、各部会の前年度の活動報告、本年度の活動方針を審議し、委員長の選出を行う。また、部会の設立、解散、期間延長の議決を行う。

3 委員会の議長は委員長が行う。

4 委員長は、臨時の委員会を招集することができる。緊急を要する事項については電子メール・手紙による報告・決議により委員会の開催に代えることができる。

5 委員会の承認事項は、出席委員の過半数をもって承認とする。

6 委員会は、事業計画および予算について、土木学会委員会規程第9条および理事会の決定にしたがって作成し、部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

7 委員会は、事業報告書について、土木学会委員会規程第10条および理事会の決定にしたがって作成し、部門担当理事の承認を経て会長に提出する。

（部会の設立・運営）

第10条 部会の設立にあたっては、幹事会が、部会の名称、目的、委員構成、委員候補者名簿、活動内容、活動予定期間等を記した資料を委員長に提出する。委員長は、提出された資料を元に、委員会の承認を得て部会を設置する。

2 部会主査、委員、幹事等は、原則として委員長の推薦によって会長が委嘱する。

3 部会の活動予定期間は、原則として4年以内とする。

4 部会主査、委員、幹事等の任期は、原則として部会の活動予定期間とする。任期の区切りは、定時総会とする。

5 部会主査は、必要に応じて、委員会の委員長の承認を得て、部会委員を公募することができる。

6 部会主査は、部会の前年度の活動報告、本年度の活動方針を作成し、委員会に報告する。

7 部会設立の目的を達成するために必要と判断される場合、委員長または部会主査は、委員会の

承認を得て、活動予定期間を延長することができる。

- 8 部会設立の目的が達成されたと判断される場合は、活動予定期間に満たない場合でも、委員長または部会主査は、委員会の承認を得て、部会を解散することができる。

(ホームページの運営)

第 11 条 委員会の活動を公開する一環として、学会にホームページを開設する。

2 ホームページには、基本的に委員会活動の年次計画、活動成果、委員会議事録を掲載する。

3 委員会のホームページは幹事会が管理するものとする。

4 ホームページの内容の更新は、委員会の議決事項を除き、原則として委員長の承認を得て実施される。

(事務局)

第 12 条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第 13 条 この規則の変更は、幹事会で発議し、委員会における承認をもって、理事会において行う。

附則 (平成 13 年 6 月 26 日 理事会議決) この内規は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

附則 (平成 18 年 9 月 15 日 理事会議決) この変更内規は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附則 (平成 19 年 6 月 22 日 理事会議決) この変更内規は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

附則 (平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。